

整備技術部船舶課 標準文書保存期間基準

令和7年11月4日現在

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1 所管法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	移管（当該業務を主管する場合に限る。以下同じ。）
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議		
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問 ・意見・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・５点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①官報公示その他の公布	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）	30年	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
		②解釈又は運用の基準の設定	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
		③解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
	(2)条約案の審査	①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	
		②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析		
		③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①締結	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	20年	移管
		②官報公示その他の公布	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書		
		③官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		
	(2)政令案の審査	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問 ・意見・各省からの質問・意見に対する回答	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	
		閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・５点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
		官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	10年	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ②立案の検討に関する審議会等文書 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ③立案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を他の行政機関に通知した文書	10年	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ・通知 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ②立案の検討に関する審議会等文書 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ③立案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を地方公共団体に通知した文書 ・通知	10年	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 (2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯 (3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」とい） (4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下	①立案の検討に関する審議会等文書 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ②立案の検討に関する調査研究文書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ③意見公募手続文書 ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書 ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書 ・標準処理期間案 ⑥許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 ・審査案 ・理由 ⑦不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ・処分案 ・理由 ⑧交付の要件に関する文書 ・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ⑨交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ・審査案 ・理由 ⑩補助事業等実績報告書 ・実績報告書 ⑪不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 ⑫不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ⑬審議会等文書 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ⑭裁決書又は決定書 ・裁決・決定書	10年 10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限り。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 処分がされる日に係る特定日以後5年 交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年 裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	移管 以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの 以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその他の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 2)許認可等に関する重要な経緯 3)不利益処分に関する重要な経緯 4)補助金等の交付（地方公共団体に對する交付を含む。）に関する重要な経緯 5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書 ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に係る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書 ①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ④裁決書又は決定書 ①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・審査案 ・理由 ・処分案 ・理由 ・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査基準案・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	10年 10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 処分がされる日に係る特定日以後5年 交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年 裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年 訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管 以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの 廃棄 以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 以下について移管 ・法令の解釈やその他の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの 以下について移管 ・法令の解釈やその他の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
職員の人事に関する事項						
13	職員の人事に関する事項	1)人事評価、実施規程の制定又は変更及びその経緯 2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯 3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯 4)退職手当の支給に関する重要な経緯	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は変更のための決裁文書 ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書 ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書 ①計画の立案に関する調査研究文書 ②計画を制定又は改廃するための決裁文書 ③職員の研修の実施状況が記録された文書 職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書 退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答書 ・報告書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績 ・申請書 ・承認書 ・調書	10年 3年 3年 支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	廃棄 ※管理規則別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 （ただし、協議等に関わるものについては移管）

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
その他の事項					
14	告示、訓令及び 通達の制定又は 改廃及びその経 緯	(1)告示の立案の検 討その他の重要な 経緯（１の項から 13の項までに掲げ るものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報の写し	10年 廃棄
		(2)訓令及び通達の 立案の検討その他 の重要な経緯（１ の項から13の項ま でに掲げるものを 除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年 以下について移管 ・行政文書管理規則 その他の重要な 訓令及び通達の制 定又は改廃のため の決裁文書
15	予算及び決算に 関する事項	(1)歳入、歳出、継 続費、繰越明許費 及び国庫債務負担 行為の見積に関する 書類の作製その他 の予算に関する 重要な経緯（５の 項(1)及び(4)に掲 げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第２項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	10年 以下について移管 ・財政法第17条第 2項の規定による 歳入歳出等見積書 類の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書（財務大 臣に送付した歳入 歳出等見積書類を 含む。） ・財政法第20条第 2項の予定経費要 求書等の作製の基 礎となった方針及 び意思決定その他 の重要な経緯が記 録された文書（財 務大臣に送付した 予定経費要求書等 を含む。） ・上記のほか、行 政機関における予 算に関する重要な 経緯が記録された 文書
		(2)歳入及び歳出の 決算報告書並びに 国の債務に関する 計算書の作製その他 の決算に関する 重要な経緯（５の 項(2)及び(4)に掲 げるものを除く。）	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書 ④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書 ⑤国会における決算の審査に関する文書	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証書の帳簿 ・計算書 ・証拠書類（※会計検査院保有のものを除く。） ・意見又は処置要求（※会計検査院保有のものを除く。） ・調査 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	5年 以下について移管 ・財政法第37条第 1項の規定による 歳入及び歳出の決 算報告書並びに国 の債務に関する計 算書の作製の基礎 となった方針及び 意思決定その他の 重要な経緯が記録 された文書（財務 大臣に送付した歳 入及び歳出の決算 報告書並びに国の 債務に関する計算 書を含む。） ・財政法第37条第 3項の規定による 継続費決算報告書 の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書（財務大 臣に送付した継続 費決算報告書を含 む。） ・財政法第35条第 2項の規定による 予備費に係る調書 の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書（財務大 臣に送付した予備 費に係る調書を含 む。） ・上記のほか、行 政機関における決 算に関する重要な 経緯が記録された 文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
16 機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	10年	移管
17 独立行政法人等に関する事項	①独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は変更のための決裁文書 ③中期計画（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	10年	移管
	②独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書 ②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置	5年	
18 政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書 ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書 ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。） ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知	10年	移管
19 公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④政策評価法による事前評価に関する文書 ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書 ⑥事業を実施するための決裁文書 ⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書 ⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書 ⑨政策評価法による事後評価に関する文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	5年	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
20 栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（５の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	10年	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
21 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（１の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	10年	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
	(2)審議会等（１の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	10年	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	以下について移管 ・移管・廃棄簿
		②取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿	5年	
		③決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿	30年	
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。）	・移管・廃棄簿	20年	
		⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	3年	
23 国有財産に関する事項	国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分に関する重要な経緯	①国有財産台帳及び付属図面		常用	移管（取得決議及び処分決議のうち重要なものに限る。）
		②国有財産（不動産に限る。）の取得及び処分に関する決裁文書	・取得決議書 ・処分決議書	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（取得決議及び処分決議のうち特に重要なものを除くもの）については30年）	
		③国有財産の買付けその他の運用に関する文書で運用期間を超えて保有することが必要な文書	・買付決議書 ・使用許可に関する決議書	運用終了の日に係る特定日以後10年	
		④国有財産の管理及び処分（②及び③に掲げるものを除く。）に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	・価格改定評価調査	10年	
24 国際会議、国際協力・国際交流に関する事項	(1)国際会議に関する重要な経緯	①国際機関に関する会議又は国土交通大臣等が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	20年	移管
		②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	10年	
	(2)国際協力・国際交流に関する重要な経緯	政府開発援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書のうち重要なもの	・専門家派遣実施方針 ・実施状況報告	10年	
25 統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	①基幹統計調査の承認申請に関する文書	・承認申請書	20年	移管
		②基幹統計調査の要領等の制定又は改定に関する文書	・要領		
		③一般統計調査の承認申請に関する文書	・承認申請書	10年	
		④一般統計調査の要領等の制定又は改定に関する文書	・要領		
		⑤調査票（記録媒体を問わず調査段階において作成・収集されたもの）	・調査票	調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間	廃棄
		⑥統計の集計結果に関する文書	・調査報告書	20年	移管
		⑦統計の二次利用のための調査票情報文書	・調査票情報	永年	
		⑧統計の集計結果の正確性の検証のための文書	・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録		
26 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
船舶課の所掌に係る事務					
27 所掌事務に関する計画・調整に関する事項	(1) 会議に関すること	①立案の基礎となった基本方針 ②立案に活用した調査又は研究に関する文書 ③会議に提出された文書 ④会議の決定内容又は了解内容が記録された文書		3年	廃棄
	(2) 研修に関すること	①船舶工務官研修に関する文書 ②他省庁主催の研修に関する文書		3年	廃棄
28 船舶建造及び補償に関する事項	(1) 技術審査に関すること	①審査の基礎となる基本方針 ②審査に活用した調査に関する文書 ③審査の結果に関する文書 ④上記以外に審査に関する文書		5年	廃棄
	(2) 補償に関すること	・かし及び補償に関する文書		5年	廃棄
	(3) 上記のほか、船舶建造に関すること	上記のほか、船舶建造にかかる文書	・新造船の潤滑油銘柄指定	5年	廃棄
29 船舶整備及び修繕に関する事項	(1) 技術審査に関すること	①審査の基礎となる基本方針 ②審査に活用した調査に関する文書 ③審査の結果に関する文書 ④上記以外に審査に関する文書		5年	廃棄
	(2) 表彰に関すること	①表彰審査の基礎となる基本方針 ②表彰審査に活用した調査に関する文書 ③表彰結果に関する文書 ④上記以外の表彰審査に関する文書	・ベストメンテナンスオブザイヤー	5年	廃棄
	(3) 上記のほか、船舶整備及び修繕に関すること	上記のほか、船舶整備及び修繕にかかる文書	・船舶整備基本目標 ・故障対応 ・船舶整備システム ・技術資料等による情報共有	5年	廃棄
30 文書の取扱に関する事項	(1) 文書管理に関すること	①業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・標準文書保存期間基準	常用 (無期限)	
		②秘密文書の管理に関する文書	・秘密文書管理簿	10年	
	(2) 基準、要領等にかかる立案の検討その他の経緯に関すること	①立案の基礎となった基本方針 ②立案に活用した調査又は研究に関する文書 ③制定又は改廃のための決裁文書 ④その他の発出、提出された文書		10年	廃棄
31 所掌事務に関する事項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄
32 庶務に関する事項	庶務に関すること	庶務に関する文書	・出勤簿、休暇簿 ・勤務時間報告書 ・外勤命令簿 ・超過勤務命令簿	5年	廃棄